

大学等へ通牒  
〔昭和十二年十一月〕

(注記1) 発普一三七号 定決裁  
11月25日 文書課長 (有原)  
送 11月26日 起案者 (佐藤)  
起案者 (王田)

昭和十二年十一月十六日起案

(注記3) 次官  
花押 (河原)  
普通学務局長 (藤野)  
學務課長 (山川)  
事務官 (佐藤)  
武本 (印)

(注記5) 専門学務局長 (山川)  
實業学務課長 (小笠原)  
社會教育局長 (田中)  
學務課長 (有光)  
課長出張中 (佐藤)  
印 (岡村)  
印 (渡邊)  
印 (小島)  
印 (伊藤)  
印 (宮坂)  
印 (美作)

(注記4) 案  
年 月 日  
地方長官  
次官  
各宛

予科、専門部、  
有教員養成所ヲ、  
女子セザル大學、  
学校及ノ学校ヲ、  
除ク  
隸屬學校ヲ

直轄學校長  
私立大學、高等學校  
及專門學校長

教練實施ニ要スル補助員臨時派遣ニ關スル件 照会  
十一月一日付發普一三七号ヲ以テ標記ノ件ニ關シ通牒致置キタ  
ル處右ニ基キ派遣ヲ受クルコト、相成タル際ハ左表ニ依リ御報

(下 札)

告相成度

追テ派遣セラル、補助員不特定ノ場合若ハ派遣ノ期日一定セ

ザル場合等ハ所定ノ欄ニ其ノ旨御記入相成度

記

学校名	補助員氏名	階級	所属部隊名	派遣期日	教練教師ノ状況	学級数
				日ヨリ 何曜日等		

(注記5)  
 発普一三七号  
 定決裁  
 11月1日 文書課長 (有原) 発  
 送 11月1日 起案者 (土田)  
 昭和十二年十月二十六日起案

普通学務局長 (藤野)  
 案 (河原)

学務課長 (伊藤)  
 案 (吉松)

事務官  
 花押

次官  
 専門学務局長 (山川)

次官  
 専門学務局長 (田中)

次官  
 専門学務局長 (小笠原)

次官  
 専門学務局長 (田中)

次官  
 専門学務局長 (岡村)

次官  
 専門学務局長 (渡邊)

次官  
 専門学務局長 (田中)

次官  
 専門学務局長 (石坂)

次官  
 専門学務局長 (春山)

年 月 日

地方長官

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣ニ関スル件  
 予科、専門部、  
 教員養成所ヲ有  
 セガル大学及女子  
 学校、盲  
 聾哑学校ヲ除ク  
 及専門學校長  
 直轄學校長  
 各宛

今次ノ支那事変ニ依リ配属將(校)若ハ其ノ代理ノ兼務校數著シ  
 ク增加シ且ツ教練教師ニシテ應召セル者モ相當數ニ達セル為教  
 練實施上困難ヲ來セル學校尠ザルモノアリト被認ニ付テハ陸軍  
 省ト協議ノ結果最寄陸軍部隊ヨリ部隊ノ業務ニ支障ヲ來サザル  
 範圍内ニ於テ准士官又ハ下士官ヲ真ニ派遣ノ要アリト認ムル學  
 校(大學學部及陸軍現役將校ヲ配属シアラザルモノヲ除ク)ニ  
 対シ其ノ申出ニ依リ臨時派遣シテ教練實施ノ補助ニ當ラシメラ  
 ル、場合有之〔ベキ〕コト、相成タルニ付左記事項御了知ノ上可  
 然御处置相成度

追テ派遣方ヲ希望スル學校ト雖陸軍部隊ノ業務ノ都合及學校  
 ノ実情ニ依リ派遣セラレザルコトアルベク尚教練教師應召中  
 ノ善後措置及從來ノ欠員補充ニ關シテハ本援助ノミニ頼ルコ  
 トナク充分御配慮相成度特ニ申添フ

記

一、手続 派遣方ヲ希望スル學校長ヨリ時間割其ノ他ノ参考資  
 料ヲ添付シテ地方府ニ申出デ地方府ニ於テハ適宜之  
 ヲ取纏メテ師團司令部ニ申出ヅルコト  
 但シ高等專門學校等ニアリテハ前項ノ資料ヲ添付シ  
 テ直接師團司令部ニ申出ヅルコト  
 一、經費 派遣ニ要スル旅費等ハ今回ニ限り陸軍側ニ於テ負担

スルモノトス

一、義務課

補助員ノ学校ニ於ケル取扱ニ関シテハ教練実施ヲ補

助セシムル範囲内ニ於テ配属将校ノ部下トシテ学校  
長ノ区處ヲ受クルモノトス

通り通牒致シタルニ付御了知相成度

案ノ二

年月日  
局長

陸軍省人事局長宛

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣方ニ関スル件

十月廿五日付人徵第三三三号ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御回答有之  
タルニ付テハ右御回答ノ趣旨ニ基キ關係方面ニ対シ本日別紙ノ  
通り通牒致シタルニ付御了知相成度

(案ノ一ヲ添付スルコト)

(備考) 本件ハ陸軍省ト詳細打合セヨ了シタルモノナリ

(注記9)  
人徵第三三三号

(注記8)

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣方ニ關スル件回答  
昭和十二年十月二十五日 陸軍省人事局長 阿南惟幾

印

年月日  
局長

陸軍省人事局長宛

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣方ニ關スル件

十月二十三日付発普一三七号ヲ以テ照会ニ係ル首題ノ趣了承致  
シタル処各部隊ハ動員、補充等ノ業務ノ為極メテ多忙ニシテ且  
幹部人少ナルニ付悉ク貴意ニ副ヒ能ハサルモ師団司令部ヲシテ  
関係地方當局並高等専門學校當局等ト協議ノ上部隊業務ニ支障

ヲ來ササル範囲内ニ於テ其ノ繁閑ヲ考慮シ真ニ援助ノ要アル學  
校ニ對シ准士官又ハ下士官ヲシテ配属將校ノ教練実施ヲ補助セ  
シムル如ク努力スヘキ旨示達セラレタルニ付御諒承相成度尚之  
ニ要スル派遣旅費ハ今回ニ限り陸軍側ニ於テ負担スルコトニ致  
スヘク又補助者ノ學校ニ於ケル取扱ニ關シテハ配属學校ノ教練  
実施ヲ補助セシムル範囲ニ於テ其ノ部下トシテ學校長ノ区處ヲ  
受クヘキ義ト被致タルニ付為念申添フ

(注記10)

發普一三七號	定決裁	10月23日	文書課長	(有原)	發
					送
					10月23日
					起案者
					(土田)
					武本
					印

昭和十二年十月二十一日起案

次官 (伊東)  
専門學務局長 後伺 (有光)  
實業學務局長 (小笠原)  
社會教育局長 (田中)  
普通學務局長 (藤野)  
學務課長 (伊藤)  
事務官 (佐藤)  
春山 (宮坂)  
佐藤 (伊藤)  
印

